

随 意 契 約 理 由 書

1 業 務 名	本社電話交換機移設等業務
2 業 者 名	沖ウィンテック（株）
3 随意契約理由	
<p>本業務は、本社移転に伴い、電話交換機の移転先ビルへの移設及び内線電話の無線化対応業務を実施するものである。</p> <p>現電話交換機は平成28年4月26日に沖ウィンテックより購入した物であり、沖ウィンテックとは保守契約（保守期間平成34年まで）も締結している。</p> <p>電話交換機は技術的に製造販売元のみが増設・移転・改造を行うことができる物である。</p> <p>また、内線電話の無線化についても電話交換機とPHS端末の相互設定を行う必要があるが技術的に沖ウィンテックのみが実施可能である。</p> <p>上記の理由から、本業務の実施にあたっては、その性質上競争を許さないものと認められる。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定に基づき沖ウィンテック株式会社を契約相手方として随意契約を行うものである。</p>	
<p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。</p>	